

避難情報発令時における保育所等の対応基準について

1 目的

この基準は、保育所、認定こども園及び小規模保育施設（以下「保育所等」という。）の所在する地区に避難情報等が発令されるなど災害の危険がある場合において、利用児童、保育従事者等の生命と身体の安全を守るために、粕屋町と保育所等の対応について定めるものである。なお、災害には、風水害、地震、火災その他人命に危険が及ぶ可能性がある事象を含むものとする。

2 住民がとるべき行動

発令される警戒レベルごとに「住民がとるべき行動」が、内閣府（防災担当）・消防庁から示されている。乳幼児とその支援者は「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された時点で、避難行動をとるべきとされている。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生・切迫している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	緊急安全確保 (町が発表)
警戒レベル4	災害が発生する危険が高まっています。 速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。	避難指示 (町が発表)
警戒レベル3	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (町が発表)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	(気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	(気象庁が発表)

3 避難情報等が発令された場合の対応

「住民がとるべき行動」を踏まえ、保育所等の開園・休園等の判断は、『警戒レベル3（高齢者等避難）』以上の避難情報等が発令された場合に、次の表により対応することを基本とし、粕屋町と発令対象地区の保育所等で協議して決定する。ただし、特に必要があると認めるときは、避難情報が発令されない場合であっても協議を行うものとする。また、緊急、かつ、やむを得ない場合は、保育所等の判断により休園等の措置がとれるものとし、緊急の措置を行った場合は、速やかに粕屋町に報告することとする。

また、浸水想定区域内に所在する施設については、施設で避難確保計画を策定し、計画に基づいて対応する。

（1） 避難情報等発令時の対応

① 開園時刻までに発令

警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休園 ・当該日は、臨時休園とする。 ・保護者へ休園の連絡をする。
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	

※休園等が予測される場合には、あらかじめ保護者へ連絡する。

午前6時時点で発令されている場合は、速やかに保護者へ連絡をする。

② 開園時間中に発令

警戒レベル (避難情報等)	保育所等の対応
警戒レベル5 (緊急安全確保)	臨時休園 ・当該日は、臨時休園とする。 ・保護者へ「避難情報等の発令による休園」と「安全を確保しつつ、早急な迎えの依頼」を連絡する。 ・在園児は、原則、あらかじめ保護者へ周知している避難所へ速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内のほうが安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。
警戒レベル4 (避難指示)	
警戒レベル3 (高齢者等避難)	

※休園等が予測される場合には、早急なお迎えの依頼に対応できるようあらかじめ保護者へ連絡する。

(2) 避難情報等解除後の対応

時点	保育所等の対応
午前 6 時までに解除	原則開園 ただし、施設や施設周辺の安全確認、公共交通機関等の運行状況、保育士等の確保状況を踏まえ、休園とする場合あり。 ・保護者へ連絡する。 【土砂災害警戒区域にある保育所等】 ※警戒レベル 4 相当（土砂災害危険警報）の場合は、 原則休園 とする。
開園時間中に避難情報等が発令され、開園時間中に解除	・災害状況等に応じ保育を継続する。 ・保護者へ連絡する。

※解除後の開園時間、給食の有無については、各保育所等の判断により、保護者へ連絡する。

(3) 地震発生時の対応

震度	時点	保育所等の対応
震度 5 弱以上	開園時間前	原則、臨時休園とする。 ただし、施設長等が施設の安全性を確認したうえで、保育に必要な保育士数の確保など、保育所等の運営に支障がないと判断した場合は、開園できる。
	開園時間中	原則、発災後直ちに臨時休園とする。 ・保護者へ「地震発生による休園」と「安全を確保しつつ、早急な迎えの依頼」を連絡する。 ただし、施設長等が施設の安全性を確認したうえで、保育所等の運営に支障がないと判断した場合は、開園を継続できる。

4 保護者への周知

- ・粕屋町は、ホームページや施設を通して本基準の周知を行う。
- ・保育所等は、園だよりやメール配信等により、保護者への周知に努め、通常と異なる運営になる場合は、一斉配信メール等により速やかに保護者へ連絡するよう努める。
- ・保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、園児の引渡し方法等を定めておき、あらかじめ保護者への周知を図るものとする。

5 その他

- ・台風等に伴う暴風警報が発令された場合の避難判断については、台風等の規模及び進路状況等を考慮し、臨時休園を含めて個別に判断する。
- ・休園とした場合においても、保護者が災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等であって、かつ、施設での保育が必要な場合（安全が確保できる場合に限る。）は、施設長の判断により、そのこどもを受入れることができる。
- ・上記基準のほか、災害の規模、今後の見通しなどにより、臨時的な対応を行う場合がある。

6 避難情報等の発令に伴う臨時休園等における保育料等への対応

人命の安全確保のための一時的な対応であることを想定しているため、原則として、保育料等の減額は行いません。